

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会分科会の設置について

分科会等名： 教養教育・共通教育検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	標記委員会は、文部科学省高等教育局長からの審議依頼を受けて、平成20年6月26日に設置され、21年度以降に個別の分野において審議を行う際の前提となる基本方針を取りまとめるため、現在までに4回の審議を行ってきた。その結果、①分野別の質保証のための具体的な枠組みづくりとともに、②専門教育と教養教育・共通教育とで形づくられる学士課程教育の全体像についての基本的な考え方、③就職活動の早期化の弊害など大学教育と職業との接続に関する諸問題についても検討を行う必要があることが認識され、それぞれ分科会を設置して集中的に検討を行うこととした。 本分科会では、教養教育・共通教育に関する問題を検討する。
4	審議事項	○ 学士課程教育の在り方に関する基本的な考え方 (大綱化後17年を経て、「高等教育のユニバーサル化」とも言われる状況が現出している下で、専門教育と教養教育・共通教育とが適切に相補う学士課程教育をどう構想するか。) ○ 教養教育・共通教育において行うべき具体的内容 ○ 学内の体制整備等、上記に取り組む上で必要となる諸条件等
5	設置期間	平成21年1月22日 ～ 平成22年4月30日
6	備考	